

- ・先物取引に関する申告
- ・過年度分の申告
- ・平成21年中に死亡された方の申告など

申告相談にお持ちいただくもの

- ① 印鑑
- ② 平成21年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ③ 給与所得があった方は、源泉徴収票(原本)
- ④ 社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書

農業所得の申告方法

平成18年11月に行った「農業所得に関するお尋ね」で「4 農業所得計算を収支計算により計算します」を選択された方は、「収支計算による申告」となります。また、「3 所得はありません」または「3 農業所得は0円として申告します」を選択された方も、平成21年中の農業収支が経費金額を超える場合は「収支計算による申告」が必要となりますのでご注意ください。なお、昨年1年間の収入金額から必要経費(支出金額)を差し引いた残額が所得金額になりますので、収入・支出それぞれ自分で集計して申告してください。

その他

○医療費控除の申告をされる方や、事業

- ・農業所得などを申告される方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませてお越しください。

○「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください。

**税務署からのお知らせ
所得税および消費税の確定申告をする方へ**

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得と、その所得に対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金などの過不足額を精算する手続きです。

消費税の確定申告とは

前々年の課税売上高が1千万円を超える個人事業者の方は、消費税の納税義務者(課税事業者)となり、翌年の3月末日までに確定申告書を提出することとなります。(平成21年分消費税の確定申告については、平成19年の課税売上高で判断します)

平成21年分の所得税および消費税の確定申告

行田税務署では、平成21年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月16日(火)から3月15日(月)まで、消

(申告会場にも申告書を用意しています)

○期間間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

▼市民税・県民税についての問い合わせ
税務課市民税担当(内線231232)

費税については3月31日(火)まで行います。

なお、「青色申告決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に準備してください。また、期間間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。
※行田税務署は駐車場が限られていますので、車での来署はご遠慮ください。

納税は口座振替・還付金は口座振込で

納税は、安全・便利・確実な振替納税の利用をお勧めします。また、還付金の受け取りは、銀行口座への振り込みが便利です。なお、振替納税および還付金の受取口座は、本人名義の口座に限られます。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書

e-Taxは便利!

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

詳しくは、www.e-tax.nta.go.jp で 検索

お知らせはがきの送付

平成20年分の所得税・消費税確定申告書を税務署のパソコンを利用して申告した方、または国税庁のホームページを利用して書面により申告した方は、申告書などを送付する代わりに、「利用者識別番号」や「予定納税額」などの、申告時に必要な情報を記載した「お知らせはがき」を送付します。

お知らせはがきが届いた方で、税務署などの申告会場へお越しの場合、必ずこのはがきを持参してください。

▼所得税・消費税および電子申告の利用方法などの問い合わせ 行田税務署 ☎ 556-2121 (自動音声案内)